

山口県報

平成25年
3月29日
(金曜日)

目 次

監査公表
監査公表(五件).....



監査公表第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定による監査について、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成二十五年三月二十九日

山口県監査委員	塩 満 久 雄
" "	岡 村 精 二
" "	神 田 忠 二 郎
" "	石 津 敏 樹

監査公表第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第七項の規定による監査について、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成二十五年三月二十九日

監査公表第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第二項の規定による監査について、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成二十五年三月二十九日

山口県監査委員	塩 満 久 雄
" "	岡 村 精 二
" "	神 田 忠 二 郎
" "	石 津 敏 樹

監査公表第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第三項の規定による監査について、同条第五項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告の提出があつたので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、これを公表します。

平成二十五年三月二十九日

山口県監査委員	塩 満 久 雄
" "	岡 村 精 二
" "	神 田 忠 二 郎
" "	石 津 敏 樹

監査公表第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、別冊のとおり同法第二百五十二条の三十七第三項の規定による監査の結果に基づ

平成
二十五
年三月
二十九
日発行

発行
所

山口
県知
事庁

き、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、これを公表
します。

平成二十五
年三月二十九
日

山口
県監査委員

” ” ”
石 神 岡 塩
津 田 村 満
敏 忠 精 久
樹 二 郎 二 雄